

(地方公共団体名)

申請日

年 月 日

東京都

殿

【フラット35】地域連携型利用申請書

【フラット35】地域連携型を利用するため、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

申請者 (【フラット35】のお申込人) ※【フラット35】のお申込み人が2人の場合は、いずれかの方がご記入ください。	氏名	フリガナ	押印 不要
	住所	〒() () ()	
	TEL	() - () - ()	
	補助申請者 氏名	(【フラット35】のお申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載)	
取得する住宅の所在地 (住民票の住所)			
補助事業等名		「子供を守る」住宅確保促進事業	

※内容を確認の上、該当箇所をチェックをご記入ください。

誓約事項(全てにチェック)	
<input type="checkbox"/>	【フラット35】地域連携型を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。ただし、現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。
<input type="checkbox"/>	購入先となる住宅において、「子供を守る」住宅確保促進事業を利用して、「子供を守る」住宅確保促進事業補助金交付要綱の別表に掲げる以下(3)から(10)までのいずれかを実施することを誓約します。 【転落防止対策】 (3) 転落防止手すり等設置(バルコニー、窓、開放廊下、開放階段) (4) バルコニー内エアコン室外機等の設置場所へ高さ1,100mm以上の柵の設置 (5) バルコニーに面する窓へロック付や錠付クレセント等の設置 (6) バルコニーに面する窓へ開口制限ストッパーや補助錠等の設置 (7) バルコニーに面する窓へ子供の手の届かない位置にクレセントの設置 (8) バルコニー内にチャイルドロック等が付いた避難ハッチの設置 (9) 階段における転落防止措置((3)の工事を除く) 転倒防止等手すりの設置、チャイルドフェンスの設置、段差を認識しやすい照明の設置、滑り防止のための措置等 【溺水防止対策】 (10) 浴室の扉へ子供の手の届かない位置に外からの解錠が可能な鍵の設置
<input type="checkbox"/>	「子供を守る」住宅確保促進事業における補助対象経費(裏面別表(1)から(21)までの改修工事に要する費用)が15万円(税抜)以上であることを誓約します。
<input type="checkbox"/>	購入先となる住宅において、申請者を含む子育て世帯が居住することを誓約します。

提出書類

 本申請書提出時点で、補助申請書類は提出済みです。

承諾事項

 次の①から③までの全ての事項について承諾します。

① 補助事業等の対象とならない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないことがあること。

② 【フラット35】の要件に合致しない場合、【フラット35】地域連携型の利用ができないこと。

③ 本申請に関する情報(申請者及び補助申請者の情報を含む。)は、【フラット35】地域連携型及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。

(地方公共団体使用欄)

受付欄	
-----	--

項目	工事内容等
安全対策	(1) 段差解消工事
	(2) 転倒防止等手すり設置(玄関、トイレ、洗面所、浴室)
	(3) 転落防止手すり等設置(バルコニー、窓、開放廊下、開放階段)
	(4) バルコニー内エアコン室外機等の設置場所へ高さ1,100mm以上の柵の設置
	(5) バルコニーに面する窓へロック付や錠付クレセント等の設置
	(6) バルコニーに面する窓へ開口制限ストッパーや補助錠等の設置
	(7) バルコニーに面する窓へ子供の手の届かない位置にクレセントの設置
	(8) バルコニー内にチャイルドロック等が付いた避難ハッチの設置
	(9) 階段における転落防止措置((3)の工事を除く) 転倒防止等手すりの設置、チャイルドフェンスの設置、段差を認識しやすい照明の設置、滑り防止のための措置等
	(10) 浴室の扉へ子供の手の届かない位置に外からの解錠が可能な鍵の設置
	(11) 火傷防止カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置
	(12) トイレの扉へ外から解錠が可能な鍵の設置
	(13) チャイルドロックや立消え安全装置等が付いた調理器(稼働式のカセットコンロ等を除く)の設置
	(14) 住宅内の建具(ドアや扉)への指挟み防止対策の実施
	(15) チャイルドフェンス等の設置((9)の工事を除く) ※柱、壁、建具、造り付け家具等に設置するものに限る
	(16) シャッター付き等感電防止コンセントの設置(壁付けコンセントに関する取組に限る)
	(17) 壁、柱、造り付け家具等に対する出隅の面取り対策の実施
防犯対策	(18) 防犯性の高い玄関ドア等の設置
	(19) 住戸へのカメラ付きインターホンの設置
	(20) 防犯フィルム、防犯ガラス、面格子等の設置
	(21) 敷地内における防犯対策(防犯灯、防犯カメラ、センサーライトの設置、視認性の高いフェンスの設置など)

※ 上記に掲げる工事が既に行われている場合は、補助対象外とする。

※ (21)は戸建住宅に行われる工事を補助対象とする。